

いわき市農業委員会第20回総会議事録

1 開催日時

令和元年12月18日(水) 13時00分から15時00分

2 開催場所

いわき市文化センター 2階 中会議室

3 出席者(33人)

(1) 農業委員(23人)

1 草 野 庄 一	11 新 妻 信 夫	
2 坂 本 和 徳	12 佐 川 良 平	22 木 田 テイ子
3 蛭 田 元 起	13 鈴 木 理	23 小 泉 昌 男
4 遠 藤 重 和	14 蛭 田 秀 史	24 佐 藤 吉 行
5 藁 谷 昭 夫	15 高 木 眞 一	
6 鈴 木 義 直	16 木 幡 仁 一	
7 草 野 久仁昭	17 菅 波 一 郎	
8 箱 崎 寿 正	18 大 竹 公 治	
9 松 本 英 人	19 油 座 盛 明	
10 油 座 勝 三	20 岡 田 光 男	

(2) 事務局(10人)

太 清 光	事務局長
鈴 木 一 徳	次長
早 水 孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草 野 浩 平	農地審査係長
野 木 隆 司	農政振興係長
勝 沼 靖	農政振興係 主査
府 川 将 人	農地審査係 主査
西 山 諒	農地調査係 事務主任
石 島 大 輔	農地審査係 事務主任
稲 葉 俊 祐	農地審査係 主事

4 欠席者(1人)

21 和 田 正 人

5 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第20回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。 はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○ 第20回総会議案書 ○ 許可申請に係る意見及び決定理由書 ○ 現地調査位置図 ○ 【資料1】令和2年農作業労働賃金標準額(案) 以上、4点です。 なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。 続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号19番、油座盛明委員よりお願い致します。
19番 油座盛委員	私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。 ー憲章唱和ー
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。
草野会長	いわき市農業委員会第20回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。 鈴木義直委員におかれましては、台風19号の被害にあわれ、総会も2回欠席されておりましたが、本日元気な姿を見せていただきました。 被災から2か月経ちますが、未だ苦しい中におられると思います。 また、鈴木康彦推進委員にもお会いしてきましたが、鈴木義直委員と同じく床上浸水の被害にあわれ、酷い状況でありました。 心より、お見舞い申し上げます。 12月に入りましたが、今年も残すところ10数日となりました。 今年は、22日が冬至になるかと思いますが、昔から冬至十日前と申しまして、冬至の少し前から日没が少しずつ伸びてくるというこ

草野会長

とで、新聞等を見ますと3分くらいずつ夕暮れが遅くなっている、日の出はあまり変わらないようですが、季節の移ろいを感じております。

皆様には、年末の大変ご多忙の中、ご参集を賜り、感謝申し上げます。

さて、本日の総会は、農地法に係る許可申請等のほか、継続協議してまいりました、令和2年農作業労働賃金標準額（案）についてご審議、ご承認をいただきます。

また、10月の第18回総会において募集要項を制定しておりました、農地利用最適化推進委員について、11月1日に募集を開始しておりましたが、12月6日に評価委員会を開催しました。

後ほど、報告がございます。

そして、総会後には、農業委員と推進委員が一堂に会します第3回全員協議会を開催致します。

その後、令和元年、忘年会を開催致しますので、長丁場になりますが、よろしくお願い申し上げます。

今年最後となります総会の円滑な進行に対し、特段のご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、あいさつと致します。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席者は、議席番号21番、和田正人委員でございます。

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第20回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号18番 大竹 公治 委員

19番 油座 盛明 委員

また、書記は事務局をお願い致します。

議 長 (草野会長)	なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (鈴木次長)	－総会議案書2ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	本日の第20回総会の案件について、議案第5号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」において、訂正が1件ございます。 続きまして、議案第8号、「いわき市農用地利用集積計画について」において、訂正が1件ございます。 詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。 私からの説明は以上です。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 今回、議案第8号、「いわき市農用地利用集積計画について」において、議席番号8番、箱崎寿正委員、議席番号21番、和田正人委員及び議席番号23番、小泉昌男委員が該当しております。 箱崎寿正委員、小泉昌男委員は、議案審議の際一時退室願います。 その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。 それでは、議案第1号、「農作業労働賃金標準額（案）」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (野木係長)	議案書の3ページをお開き願います。 －議案第1号を朗読、審議事項を説明－ それでは、説明致します。 資料1、標準額（案）標準額表をご覧願います。 こちらの標準額（案）の作成にあたりましては、事前のアンケート調査結果を踏まえ、6月から11月にかけて計6回、総会においてご協議いただいたところでございます。 その協議の結果に基づき、標準額表を作成致しました。 内容としては、昨年度との比較で申しますと、作業項目、標準額に変更はございません。 変更点としては、備考の2、福島県最低賃金を最新の金額に修正しております。 また、左の請負労働作業に、別途消費税が加算されますという表記をしております。 なお、この標準額表については、福島さくら農業協同組合いわき地区本部において承認をいただきましたので、連名とさせていただきます。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。 委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第1号、「令和2年農作業労働賃金標準額（案）」については、原案のとおり可決致します。 また、標準額表の配付方法や時期について事務局から補足説明はございますか。
事務局 (野木係長)	こちらの標準額表については、今月末から1月上旬にかけて印刷を行います。 1月末までには、福島さくら農業協同組合いわき地区本部に持ち込みまして配布依頼を致します。

事務局 (野木係長)	2月以降に農事組合を通じて各農家へ配布が始まる見込みです。
議 長 (草野会長)	委員の皆様には、事務局説明のとおりご承知願います。 次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の4ページをお開き願います。 ー議案第2号を朗読、審議事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	第20回総会議案説明書2ページをお開き願います。 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明致します。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 1番、申請地は平、地目は畑、面積は402㎡でございます。 権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。 外3件、4番までは売買による所有権の移転でございます。 続きまして、5番、申請地は平、地目は田、面積は487㎡でございます。 権利移動事由は交換による所有権の移転でございます。番号6の申請土地と交換になります。 外1件、6番までは交換による所有権の移転でございます。 続きまして、7番、申請地は平、地目は田、面積は2,281㎡でございます。 権利移動事由は贈与による所有権の移転でございます。 外1件、8番までは贈与による所有権の移転でございます。 今月の3条申請面積は、田21,373㎡、畑6,243㎡、合計27,616㎡となります。 番号1番から8番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

5 番 藁谷委員	議席番号 5 番、藁谷昭夫です。 番号 1 番から 4 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特 段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (石島主任)	番号 5 番及び 6 番については交換による所有権の移転、番号 7 番 及び 8 番については贈与による所有権の移転であるため、事務局の みで現地を調査致しましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定によ る許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に ついて、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 5 ページをお開き願います。 －議案第 3 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書 5 ページをお開き願います。 議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 説明致します。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決 定理由書も併せてご覧ください。 議案説明書 6 ページをお開き願います。

事務局 (稲葉主事)	番号 1 番、申請地は川部町、登記地目は畑、面積は246㎡、転用目的は一般住宅敷地です。 事業実施の確実性につきましては、申請人世帯の営農労働力が不足している為、申請人住所近くの当該申請地に娘世帯の住宅を設置したいという案件であることから事業実施は確実です。 以上、1 件、面積は、田 0 ㎡、畑 246 ㎡、合計 246 ㎡となります。説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 3 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
8 番 箱崎委員	議席番号 8 番の箱崎寿正です。 番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	ただいまの報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問がないようですので、お諮り致します。 議案第 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議なしとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 6 ページをお開き願います。 －議案第 4 号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	説明に入る前に前回、11月に開催した第19回総会の議案第2号の番号 3 番、好間町の駐車場に係る 5 条転用許可申請についてご報告申し上げます。

事務局
(府川主査)

本事案につきましては、転用許可にあたり、農地性を回復したことを確認したうえで許可することとの意見が付されました。

このことから、事務局から申請者に対して申請地の改善を指示し、その履行状況について、事務局で現地調査を実施し、指示通り改善していることを確認しました。

この総会前に、調査結果につきまして前回現地調査を実施した委員の皆様へご説明し、その改善状況についてご了承をいただきましたのでご報告申し上げます。

それでは説明に移らせていただきます。

議案説明書 7 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。

議案説明書 8 ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」と「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号 1 番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は2,777㎡、実測面積は2,780.62㎡です。

権利の移動事由は寄附による所有権の移転、転用目的は認定こども園（幼稚園敷地の拡張）です。

事業実施の確実性につきましては、当該幼稚園の園舎は老朽化が著しく、耐震性能を有する建物に建て替える必要があり、これと併せて社会環境の変化により多様化するニーズに対応するため認定こども園としたいという案件です。

建て替えにあたっては、園児に与える影響を鑑み、仮設園舎を避け、現園舎を使用しながら隣接する申請地に新園舎を建て、完成後に旧園舎を取り壊し駐車場等とするという計画であり、事業実施は確実です。

番号 2 番、申請地は川部町、登記地目は畑、転用面積は458㎡です。

権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は一般住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、申請人世帯の営農労働力が不足しているため、申請人住所近くの当該申請地に娘世帯の住宅を設置したいという案件であることから事業実施は確実です。

番号 3 番、申請地は鹿島町、登記地目は田、転用面積は2,135㎡です。

権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は資材置場及び重機置場です。

事業実施の確実性につきましては、事業所近くに資材置場及び重

事務局
(府川主査)

機置場を探していた法人が、休耕畑となった当該地を譲り受け、資材置場及び重機置場にする案件であることから事業実施は確実です。

番号4番、申請地は内郷、登記地目は畑、転用面積は248㎡です。

権利の移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、子供の成長と共に現在の住宅が手狭になっております。

そのため、実家の近隣地に住宅を建て、両親の生活支援等も行う案件であることから事業実施は確実です。

番号5番、申請地は、遠野町、登記地目は畑、転用面積は130㎡です。

権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人が代表を務める法人は、当該申請地の隣地を資材置場として使用していますが、資材搬入が多い場合にスペースが不足し苦慮しておりました。

今般、隣接地権者より承諾を得られたことから資材置場の敷地拡張を行う案件であり、事業実施は確実です。

次の番号6番と番号7番は関連がありますので、一括で説明させていただきます。

申請地は小川町、登記地目はいずれも畑、転用面積は番号6番が705㎡、番号7番が68.93㎡です。

転用目的は番号6番が太陽光発電設備、番号7番が太陽光発電設備のための進入路です。

番号6番の太陽光発電設備の事業に関連し、番号7番の進入路部分が一時転用となります。

権利の移動事由につきましては、賃借権の設定です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は労働力不足から当該農地を休耕畑としており、畑が荒廃して周囲に迷惑をかける可能性があることから、それを防止するため太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号8番、申請地は三和町、登記地目は田、転用面積は1,989㎡です。

権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は認知症対応型共同生活介護施設用地です。

事業実施の確実性につきましては、いわき市が公募した、認知症グループホーム整備の施設整備事業者に申請者が応募し、これに選定されたことを受け、認知症対応型共同生活介護施設の設置するも

事務局 (府川主査)	のであり、事業実施は確実です。 番号9番は携帯電話基地局工事に伴う仮設トイレ、作業用地としての一時転用、番号10番は、工事現場休憩所及び資材仮置き場としての一時転用になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。 以上、10件、面積は、田7,752㎡、畑1,992.28㎡、合計9,744.28㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
5 番 藁谷委員	議席番号5番、藁谷昭夫です。 番号1番から8番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
16番 木幡委員	議長、議席番号16番、木幡仁一です。 所要のため、退出の許可を願います。
8 番 箱崎委員	議長、議席番号8番、箱崎寿正です。 私も、一時中座の許可を願います。
議 長 (草野会長)	只今、両名から中座及び退出の願いがありました。 これを、許可します。 —木幡委員退席、箱崎委員中座—
議 長 (草野会長)	それでは、引き続き事務局から報告をお願い致します。
事務局 (府川主査)	番号9番につきましては、携帯電話基地局工事に伴う仮設トイレ、作業用地としての一時転用、番号10番につきましては、工事現場休憩所及び資材仮置き場としての一時転用であり、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。

事務局 (府川主査)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 また、前回総会議案のうち、許可にあたり意見を付した案件について、必要な改善措置が取られていることを確認したとのことですが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございませんか。 —意見無しとの声有り—
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようですので、お諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 —異議なしとの声有り—
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 また、前回総会にて許可にあたり意見を付した案件については、必要な改善措置が取られたと認め、転用について許可することと致します。 次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。 —箱崎委員入室—
事務局 (草野係長)	議案書の7ページを、お開き願います。 —議案第5号を朗読し、審議事項を説明— 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書10ページをお開き願います。 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明致します。 説明に入る前に、訂正が1点ございます。 議案説明書の11ページをお開き願います。 番号2番の転用目的ですが、携帯電話基地局工事に伴う仮設トイレ、作業用地(一時転用)とございますが、搬入路・作業ヤード及び資材置場(一時転用)に修正願います。 議案説明書11ページをお開き願います。 また配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書を併せてご覧ください。 番号1番、事業計画変更地内の農地は江畑町、登記地目は田、転

事務局 (稲葉主事)	用面積は 837.7 m²です。 転用目的は仮設事務所用地(一時転用)です。 本申請地は農地法第 5 条許可を受けている土地で、許可年月日は平成 30 年 3 月 26 日です。 変更項目は事業の操業期間です。 変更前の期間は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日まで、変更後の期間は、平成 30 年 5 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までです。 変更事由は、小名浜道路(仮称)に係るコンクリート橋を建設するにあたり、当該地に仮設事務所を工事現場と隣接して設置しております。 今回、工事の工程が 4 か月遅延するとともに、新たな工事が追加されたことにより請負工事事業期間が延長となったことからこれにあわせて一時転用期間を変更するものです。 転用目的の変更は無く、事業計画区域については現状のまま使用します。 番号 2 番、事業計画変更地内の農地は小名浜、登記地目は畑、転用面積は 142 m²です。 転用目的は携帯電話基地局工事に伴う仮設トイレ、作業用地(一時転用)です。 本申請地は農地法第 5 条許可を受けている土地で、許可年月日は令和元年 9 月 26 日です。 変更項目は事業の操業期間です。 変更前の期間は、令和元年 10 月 1 日から令和元年 11 月 30 日まで、変更後の期間は、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までです。 変更事由は、小名浜地内における NTT ドコモ携帯電話サービスエリア品質向上の為、既存基地局の鉄塔の増設する計画工事時期が変更となったことからこれにあわせて一時転用期間を延長するものです。 転用目的の変更は無く、事業計画区域については現状のまま使用します。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 4 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (稲葉主事)	番号 1 番から 2 番の議案につきましては、転用許可の事業計画変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段問題はあり

事務局 (稲葉主事)	ませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議なしとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 6 号、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 8 ページを、お開き願います。 －議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書 12 ページをお開き願います 議案第 6 号、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案についてご説明いたします。 議案説明書 13 ページをお開き願います。 「現地調査位置図」も併せてご覧ください。 番号 1 番、土地所在地は山田町、登記地目は田、面積は 1,736㎡です。 土地利用の状況につきましては、許可を得ずに田に盛土をしている状況にあります。 当該農地の農地区分につきましては、周辺は市街地化されておらず、一団の農地の面積が 10ha 以上であることから、第 1 種農地に該当し、仮に当該目的で転用許可申請をしたとしても許可できない農地となります。 本件につきまして、現地調査時に地権者の関係者とお話しをすることができておりますので報告いたします。

事務局
(稲葉主事)

田を埋め立てた経緯については、当該地は原発事故による風評被害のため、作物が出荷できなくなり休耕田としておりました。道路より地表が低い田のため、水害等の影響を受けにくいように道路の高さ以上に盛土した後、雑草の繁殖を防ぐため30 c m程度水を張る計画で進めていたとのことでした。

今後は田、畑どちらで利用するか決めかねている状態のため、田と畑どちらもすぐに利用出来るように保全したいとおっしゃっております。

農地を改良する際に手続きが必要であることを知らなかったとのことですので、手続き方法をお伝えし、当該農地以外にも同様に改良している農地があることから、それらも含め農地改良工事届の提出をして頂く予定でございます。

番号2番、土地の所在地は山田町、登記地目は田、面積は377㎡です。

土地利用の状況につきましては、許可を得ずに田に盛土をしている状況にあります。

また、当該地は平成30年1月31日付農地法第3条許可にて現所有者が取得した農地でございます。

当該農地は、農業振興区域内農地の農振農用地に該当致します。

仮に農地転用許可申請をしたとしても許可できない農地となります。

本案件に致しましても、地権者よりお話を伺うことが出来ておりますので、報告いたします。

田を埋められた経緯については、農地法3条で取得したものの、田がぬかるんでしまい耕作が困難であると同時に、進入路から田まで高低差があり、耕作機械を田に乗り入れることが困難だったことから、道路高まで盛土をしていたとのことでした。

盛土後は田として整備し、耕作目的で利用する計画でございます。

こちらも農地を改良する際に手続きが必要であることを知らなかったとのことですので、手続き方法をお伝えし、農地改良工事届の提出をして頂く予定でございます。

番号3番、土地の所在地は常磐、登記地目は田、面積は1,903㎡です。

土地利用の状況につきましては、許可を得ずに田に盛土をしており、事務所及び駐車場として利用している状況にあります。

当該農地の農地区分につきましては、当該農地周辺は市街地化されていないことから、第3種農地、第2種農地のその他の農地を除く、ではありません。

当該農地を含む一団の農地の面積は10ha未満であることから、第

事務局 (稲葉主事)	2種農地のその他の農地に該当します。 立地基準は満たしておりますが、集団的に存在する農地を分断しており、一般基準を満たしておりません。 本案件につきましては、地権者への聞き取りが出来ておりませんので、これまでの経緯や今後の利用計画について、地権者へ確認を行う予定でございます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
8 番 箱崎委員	議席番号8番、箱崎寿正です。 番号1番から3番の事案について、現地を調査した結果、議案説明書のとおりでありました。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告について、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 この3件が違反転用であると確認できたのは、農地利用最適化推進委員が農地の利用状況調査を行って見つかったという案件なのでしょうか。
事務局 (稲葉主事)	番号1番、番号2番の事案については、農業委員の坂本和徳委員から、現地の農地の利用状況について情報提供いただき、事務局で調査した結果、議案説明書のとおり利用状況であったものです。 番号3番の事案については、転用許可申請の事前の相談の中で、事務局が現地を確認したところ、転用申請を希望している土地が既に農地として利用していない状況にあるということで、発見されたものです。
議 長 (草野会長)	その他、ご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第6号については、今後、農地法に基づき、是正の措置等を

議長 (草野会長)	行う必要があります。 これらの措置については、会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。 －異議無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 6 号、農地法第51条第 1 項に該当する事案については、会長一任とし、今後の総会において随時進捗状況を報告します。 次に、議案第 7 号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 9 ページを、お開き願います。 －議案第 7 号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の16ページをお開き願います。 議案第 7 号、現況確認証明願いでございます。 次の17ページをお開き願います。 また、現地調査位置図も併せてご覧ください。 番号 1 番、申請地は小川町、登記地目は畑、現況地目は山林です。 面積は、3,438㎡です。 非農地化した経緯については、平成17年、申請者が相続により権利を取得しましたが、遠方のため耕作できずにおりました。 結果、山林化し現在に至っております。 以上 1 件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。 説明は以上です。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 7 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
5 番 藁谷委員	議席番号 5 番、藁谷昭夫です。 番号 1 番の事案について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

	－意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 7 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 7 号、現況確認証明については原案のとおり可決します。 次に、議案第 8 号、いわき市農用地利用集積計画について、審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号 8 番、箱崎寿正委員及び議席番号23番、小泉昌男委員が該当しておりますので、一時退室についてよろしくお願いします。
	－箱崎委員、小泉委員退室－
議 長 (草野会長)	それでは、議案第 8 号について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の10ページをお開き願います。 －議案第 8 号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書18ページをお開き願います。 農用地利用集積計画第13号から18号の内容について説明致します。 次のページをお開き願います。 第13号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買取、一時保有する事案でございます。 実施地区は平。 買い手 1 名、売り手 1 名、対象筆数、田 4 筆、面積、田3,944㎡となっております。 第14号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により買い手へ農用地を売り渡す事案でございます。 実施地区は平。 買い手 1 名、売り手 1 名、対象筆数、田 9 筆、面積、田8,266㎡となっております。 第15号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業に

事務局
(西山主任)

より新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する案件でございます。

実施地区は平、三和。

借り手4名、貸し手7名、対象筆数、田12筆、畑10筆、面積、田14,196㎡、畑4,753㎡となっております。

第16号は新たに利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。

実施地区は四倉。

借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田4筆、面積、田1,696㎡となっております。

次のページをお開き願います。

第17号は貸借期間の満了に伴い、利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。

実施地区は平、小名浜、勿来、常磐、四倉、遠野、久之浜・大久。

借り手23名、貸し手33名、対象筆数、田105筆、畑4筆、面積、田134,791㎡、畑3,686㎡となっております。

第18号は貸借期間の満了に伴い、利用権（使用貸借）を再度設定する事案でございます。

実施地区は小川。

借り手1名、貸し手1名、対象筆数、畑1筆、面積、畑3,012㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第13号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年12月27日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第13号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年12月27日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平、現況地目は田外3筆、面積3,944㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第14号。

事務局
(西山主任)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年12月27日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外8筆、現況地目は田、面積8,266㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第15号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年12月27日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外4筆、現況地目は田、畑、面積は田226㎡、畑1,994㎡、外10件、詳細につきましては、記載のとおりです。

31ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第16号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年12月27日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は四倉外3筆、現況地目は田、面積は1,696㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第17号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年12月27

事務局 (西山主任)	日、いわき市となっております。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定個人別表」でございます。 番号1番、土地の所在は平外1筆、現況地目は田、面積は1,586㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。 40ページをお開き願います。 農用地利用集積計画、令和元年度第18号。 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年12月27日、いわき市となっております。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定個人別表」でございます。 番号1番、土地の所在は小川、現況地目は畑、面積は3,012㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、第13号から第18号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第8号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第8号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 それでは、箱崎寿正委員及び小泉昌男委員、入室願います。

	－箱崎委員、小泉委員入室－
議 長 (草野会長)	次に、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の11ページをお開き願います。 ー報告第 1 号を朗読、専決事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の43ページをお開き願います。 農地法第 3 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は平、登記地目及び面積は田2,761㎡、畑899㎡、権利を取得した日は令和元年 7 月23日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は令和元年11月 5 日でございます。外14件ございました。 議案説明書46ページをお開き願います。 権利取得面積は田19,155㎡、畑21,919㎡、合計41,074㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の12ページをお開き願います。 ー報告第 2 号を朗読、専決事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の47ページをお開き願います。 農地法第 4 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は勿来町、登記地目は畑、面積は214㎡、転用目的は貸駐車場敷地、都市計画法上の区分は工業専用地域、工事着工年月日は令和元年12月10日、受理年月日は令和元年12月20日でございます。外 4 件ございました。 転用面積は田2,904㎡、畑214㎡、合計4,118㎡でございます。

事務局 (稲葉主事)	以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の13ページをお開き願います。 －報告第3号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の50ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は勿来、登記地目は畑、面積は36㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は令和元年12月1日、受理年月日は令和元年11月5日、外10件ございました。 議案説明書53ページをお開き願います。 転用面積は田4,845㎡、畑2,980.48㎡、合計7,825.48㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の14ページをお開き願います。 －報告第4号を朗読し、報告事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書54ページをお開き願います。 農地法第18条第6項の規定による通知について報告致します。 次の55ページをお開きください。 番号1番、土地の所在地は四倉外2筆、登記地目は田、合計面積は4,396㎡でございます。 土地の引渡し時期は令和元年12月31日でございます。

事務局 (石島主任)	外計 2 件、田 4,883 m²、合計面積は 4,883 m²でございます。 以上、農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約の通知がありましたので報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 5 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の15ページをお開き願います。 ー報告第 5 号を朗読し、専決事項を説明ー 議案説明書56ページ及び57ページをお開き願います。引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、報告致します。 11月は 2 件の証明願いがあり、相続税の納税猶予についての案件でありました。 合計面積は田15,583.00m²、畑6,753.42m²、合計22,336.42m²になります。審査の結果、引き続き農業を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 6 号、いわき市農地利用最適化推進委員候補者について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の16ページを、お開き願います。 ー報告第 6 号を朗読し、報告事項を説明ー 勿来地区を担当地区とする農地利用最適化推進委員につきましては、現在、定数 5 人に対し、4 人で活動しているところであります。 この度、不足の 1 人に対する申込者 2 人について、12月 6 日（金）開催の評価委員会にて評価を行いました。 その結果を意見として報告するものであります。 以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 ー意見無しとの声有りー

議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、事務局説明のとおり、ご承知願います。 ここで、事務局より発言を求められておりますので、これを許します。
事務局 (野木係長)	今ほど、報告第6号について、ご承知いただいたことを踏まえ、農地利用最適化推進委員の選任につきまして、追加議案として提出させていただきたく存じますので、よろしくお願い致します。 これから、追加議案書を配付させていただきます。 －追加議案書を配付－
議 長 (草野会長)	それでは、議案第9号、いわき市農地利用最適化推進委員の選任について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	只今お配りした議案書をお開き願います。 －議案第9号を朗読し、審議事項を説明－ いわき市農地利用最適化推進委員の選任について、承認を求めるものであります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より議案第9号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第9号について、事務局説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第9号、いわき市農地利用最適化推進委員の選任については、事務局説明のとおり承認致します。 ここで、事務局より発言を求められておりますので、これを許します。
事務局 (野木係長)	今程ご承認いただきました推進委員の選任につきましては、この後の全員協議会にて推進委員の皆様にも報告させていただきます。 また、委嘱状交付式につきましては、草野会長及び蛭田会長職務

事務局 (野木係長)	代理者出席のもと、令和２年１月６日（月）に農業委員会会長室にて執り行う予定であります。 なお、任期は、令和２年１月１日から令和３年７月７日までとなります。 以上であります。
議 長 (草野会長)	これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	特にありません。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 その他、委員の皆様から何かございますか。 それでは、その他、特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第20回総会を閉会致します。